

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

【改正理由】

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)等が、令和8年3月31日に公布されたため、条例の一部を改正する。

【主な改正項目】

1. 固定資産税（家屋、償却）免税点の引き上げ

1) 改正内容（第63条）

地方税法（第351条）の改正にあわせ、固定資産税家屋・償却資産分の免税点を引き上げ。

対象資産	改正前	改正後
土地	30万円	30万円（据置）
家屋	20万円	30万円
償却	150万円	180万円

2) 施行期日：令和9年4月1日

2. 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用の恒久化

1) 改正内容（附則第3条）

市販薬（スイッチOTC医薬品等）の購入費が一定金額を超えた分について所得から差し引くことができるセルフメディケーション税制について、適用を恒久化するもの。

2) 施行期日：令和9年1月1日

3. 改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の減額率を策定

1) 改正内容（附則第7条の2）

令和8年4月1日施行でバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の減額措置について、劇場や音楽堂等を含む「改修特別特定建築物」に係る固定資産税の特例措置における減額率を定めるもの。

2) 施行期日：公布の日